

第 2 回草津市農業委員会総会
会 議 録

令和 5 年 8 月 1 0 日

第2回農業委員会（総会）

令和5年8月10日
午後1時30分から
市役所 行政委員会室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報告第21号
農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）… 1件
- 第 3 報告第22号
農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について（報告）… 4件
- 第 4 議 第36号
農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 7件
- 第 5 議 第37号
農地法第5条第1項の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 3件
- 第 6 議 第38号
農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 3件

1. 農業委員

・会議に出席した委員

1 番	奥村 厚夫	2 番	我孫子 利和	3 番	杉江 善博
4 番	角井 廣司	5 番	中島 春樹	6 番	中瀬 康夫
7 番	今井 修	8 番	田中 実	9 番	田中 治嗣
1 0 番	田中 廣之	1 1 番	中島 健一	1 2 番	木下 弥生
1 3 番	奥村 次一	1 4 番	堀 裕子		

・会議に欠席した委員

2. 農地利用最適化推進委員

・会議に出席した委員

1 番	辻 善一	2 番	田村 茂	3 番	中野 孝彦
4 番	山本 光作	5 番	佐山 末男	6 番	山岡 康一
7 番	山本 隆臣	8 番	山元 憲司	9 番	片岡 正春
1 0 番	一浦 秀樹				

3. 事務局

・会議に出席した職員

事務局長	相井 義博	参事	服部 英亜	主任	宇野 耀
------	-------	----	-------	----	------

事務局長

では、只今から第2回草津市農業委員会総会を開催いたします。

当面、感染症対策として適宜、換気のため窓・扉の開放を行いますこと、ご了承願います。そして、会議途中に、体調がすぐれず、発熱の疑いがある場合、無理せず、お申し出いただきますよう、併せてお願いいたします。

本日、出席委員は14名中14名で、定足数に達し、総会が成立しておりますことを御報告いたします。

また、本日は傍聴の方はおられません。

なお、議案説明については、個人情報関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

また本日は、総会終了後に農林水産課と草津用水土地改良区から農業施策についての研修、続いてタブレット操作研修を予定しておりますことから、円滑な審議にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

では、開会直前に、農業委員会憲章の唱和を行うことが、本委員会の慣例となっておりますことから、今期においても継承したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

事務局長

それでは、起立の上、農業委員会憲章の唱和をお願いします。

私が、前文を私が読み上げた後、「一、農業委員会は」と申し上げますので、続く文書の唱和をお願いします。

(農業委員会憲章の唱和)

事務局長

ありがとうございました。それでは、中瀬会長よろしくお願いいたします。

会長

暑い日が続いております中、総会に出席をいただきましてありがとうございます。総会の後研修等もごございますのでよろしくお願いいたします。

ただいまから、第2回 草津市農業委員会総会を開会します。

本日の議事日程は、予め、お手元に配布いたしました通りでありますので、これを御了承願います。

会長

それでは、これより日程に入ります。

日程第1会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、議席番号2番 我孫子利和委員、議席番号13番 奥村次一委員、以上の兩人を指名いたします。

会長 次は、日程第2報告第21号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について」番号1番の案件を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局 それでは、報告第21号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の届出は、1件です。

議案書は、2ページでございます。

番号1番は、笠山一丁目に住所を有する届出人が長屋住宅の建設を目的として、届出人が所有する笠山一丁目地先の地目畑、現況宅地2筆計1,066㎡を転用されようとするものです。

届出地は、昭和50年頃より、申請人の父親が工場用地として使用されており今般、長屋住宅の建設にあたり、農地転用が未了であったため、顛末書を添付のうえ届出がなされました。

顛末案件であるため造成工事等はありません。

隣接地は、宅地・道路・鉄道用地であり、隣地承諾が必要な農地はありません。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は6月29日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第21号を終わります。

会長 次は、日程第3報告第22号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」番号1番から4番までの案件を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明をお願いします。

報告第22号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の届出は、4件です。

議案書は、3ページから4ページでございます。

番号1番は、西草津一丁目に事業所を構える法人である譲受人が（貸）露天駐車場として、譲渡人が所有する西草津一丁目地先の田2筆計399.07㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

届出地は、南西側の道路高に合わせるよう、最大20cm程度の盛土を行われます。

届出地北側は、里道、水路があり、安定勾配を採用したのり面仕上げとされます。

届出地西側は、譲渡人が（貸）駐車場として利用されるため、土留め工は必要ありません。

雨水排水は、東側と南側に勾配を付けて道路側溝へ放流されます。

隣接地は、道路・水路・田であり、田については転用届出済みであるため、隣地承諾が必要な農地はございません。

番号2番と3番は、関連する案件であるため、まとめて説明させていただきます。

番号2番、3番ともに京都府京田辺市に住所を有する譲受人が、共同住宅建設を目的として、譲渡人2名が各々所有する、畑3筆計1,045㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

届出地は、1m程度の盛土を行われます。

土留として南側の進入路部分以外に擁壁を設置されます。

雨水排水については、中央部に設けた側溝を通じて南側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、道路・宅地・雑種地・山林、畑であり、畑の所有者からは隣地承諾を得られております。

番号4番は、平井二丁目に住所を有する借受人が一戸建て住宅の建設を目的として、貸渡人が所有する野村四丁目地先の地目田、現況雑種地1筆381㎡を使用貸借にて借受け、転用されようとするものです。

申請人の関係は、親子です。

届出地は、既に駐車場として利用されており、顛末書を添付のうえ申請が

なされました。

顛末案件であるため、造成工事等はありません。

雨水排水は、北東側に雨水枿を設け道路側溝へ放流されます。

隣接地は、宅地であり、隣地承諾が必要な農地はありません。

最後に、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番、2番、3番、4番ともに7月11日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第22号を終わります。

会長 次に、日程第4議第36号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から7番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第36号農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

この申請は、農地の権利移転・権利設定にかかる申請です。

今月の申請は、7件です。

議案書は、5ページから6ページです。

番号1番は、南笠町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、南笠町地先の畑1筆330㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲渡人は、遠方にお住まいであることから、申請地の管理に苦慮されておりましたが、隣接地にお住いの譲受人との間で売買の話がまとまったため、本申請をなされました。

栽培計画については、ぶどうを作付され、果物畑を拡大される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号2番は、木川町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、木川町地先の田1筆1,568㎡を売買にて取得されようとするものです。

申請人の関係は、甥と伯母です。

譲渡人は、高齢であり、かねてより農地を営農組合に貸し付けておられましたが、農業後継者が不在で、生産組合の行事に参加することも困難であったことから、甥に売買にて所有権を移転されることになり、本申請をなされました。

栽培計画については、水稻を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、営農計画を確認したところ、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号3番と番号4番は、農地の交換にかかる案件であるため、一括で説明をさせていただきます。

番号3番は、上笠一丁目に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、川原町地先の田1筆1,143㎡を交換にて取得されようとするものです。

番号4番は、川原二丁目に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、川原町地先の田1筆1,163㎡を交換にて取得されようとするものです。

両申請は、交換することにより、田として一体利用が可能になるため、引水が容易になる、作業効率が上がるなど双方営農条件がよくなることから、合意に至り、申請をなされました。

栽培計画については、番号3番、4番ともに水稻を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、番号3番、4

番ともに、第1号の全部効率利用要件については、営農計画を確認したところ、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であることと生産組合長より同意をいただいていることから、問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号5番は、駒井沢町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、駒井沢町地先の畑1筆234㎡を売買にて取得されようとするものです。

申請地は、市外在住の譲渡人が所有するもので、常々営農が困難であったため、隣接地を所有し、耕作される譲受人に譲渡の話を持ち掛けたところ、営農規模の拡大を計画されていたことから、話しがまとまり、売買にて移転されることになりました。

栽培計画については、水稻を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

議案書6ページをご覧ください。

番号6番は、大津市に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、下笠町地先の畑1筆581㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、一昨年から新規就農され、申請地の隣接にある3反程度の畑を自作されています。

申請地の隣接地を耕作していたこともあり、かねてより譲渡人から営農の助言を受けておられました。

譲渡人は、高齢であることから耕作が困難になりつつあり、後継者もないことから、今回、譲受人に売買されることになりました。

栽培計画については、野菜、果樹を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、生産組合長より同意を得ていることから問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号7番は芦浦町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、芦浦町地先の田1筆1,223㎡を売買にて取得されようとするものです。

申請地は、相続にて譲渡人が所有権を取得されましたが、耕作する意思はなく、かねてより譲受人が耕作されてきたことから、今回、譲受人に売買にて所有権移転をされることになりました。

栽培計画については、水稻を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

以上、許可申請7件につきまして、添付書類等を確認いたしましたが、不備等はないものと考えますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

番号1番の案件につきましては、議席番号3番委員をお願いします。

3 番 事務局からの説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

会長 番号 2 番の案件につきましては、議席番号 5 番委員をお願いします。

5 番 事務局からの説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

会長 番号 3 番と 5 番の案件につきましては、議席番号 7 番委員をお願いします。

7 番 番号 3 番 4 番の案件につきましては、前任者の委員から詳細を聞いております。交換をして引き続き作付けをされるとのことでございます。隣接等、耕作を続けていかれる中で何の問題もございません。

5 番の案件につきましても、前任者の委員さんから説明を聞いております。何の問題もないということでございます。よろしくお願いいたします。

会長 番号 6 番の案件につきましては、議席番号 8 番委員をお願いします。

8 番 前任者の委員さんと引継ぎを兼ねて現地確認をしまいいりました。現在耕作をされておられ、何の問題もないと考えます。よろしくお願いいたします。

会長 番号 7 番の案件につきましては、議席番号 10 番委員をお願いします。

10 番 前任者の委員さんから詳細をお聞きしました。何の問題もございません。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。

ただいま議題となっております議第 36 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号 1 番から 7 番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第36号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から7番までの案件を原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第5議第37号「農地法第5条第1項の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて」番号1番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第37号農地法第5条の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて説明させていただきます。

この申請は、農地転用許可後に当初の転用目的を達成することが困難となった場合、その事業計画を変更する場合の申請です。

今月の申請は、1件です。議案書は、7ページです。

番号1番について説明いたします。

番号1番は、甲賀市に営業所を構え、総合建設業を営む法人者たる借受人が、現場事務所用地として一時転用を行っている申請地での、一時転用期間延長を目的として事業計画変更を行われました。

借受人は、滋賀県より道路工事を受注しており、追加の道路工事が生じたことから、当初予定されていた、令和5年9月30日までの一時転用期間を令和6年1月31日まで延長されるものです。

山手幹線に関連する公共工事のための現場事務所の一時転用期間の延長であり、貸渡人との賃借延長契約書の添付もあることから、問題ないものと判断します。

以上添付書類等確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

会長 以上で事務局の説明が終了しました。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局からの説明について、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願いします。

(意見・質問なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第37号「農地法第5条第1項の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて」番号1番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第37号「農地法第5条第1項の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて」番号1番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第6議第38号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から7番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第38号農地法第5条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の申請は、7件でございます。議案書は、8ページから9ページです。

番号1番について説明いたします。

番号1番は、大津市に住所を有する譲受人が専用住宅として、譲渡人の所有する岡本町地先の地目山林、現況畑1筆229㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請地は、地目は山林であるものの、農地法は現況主義であり、現況が畑となっていることと、農家台帳にも申告されておりましたことから、今回、申請いただいたものでございます。

申請人は、現在、賃貸アパートで生活しておられますが、子供の誕生により、住居が手狭になっていたことから、住宅の建設を検討されており、申請地を適地と判断し、土地の売買交渉を行ってきたところ、話がまとまったため、本申請をなされました。

申請地は、東側道路高に合わせるよう、最大40cm程度の切土を行われます。

申請地は、周囲より低い土地となることから、土留め工はなされません。
雨水排水については、南東に設置した雨水桝から東側道路側溝へ放流されます。

隣接地は、山林・道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域外の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、ローン証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号2番について説明いたします。

番号2番は、草津一丁目に住居を有する、譲受人が露天駐車場として、譲渡人の所有する北山田町地先の地目田、現況公衆用道路1筆23㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請地の東側は、譲受人の両親が居住されており、住宅敷地を一部拡張し、駐車場用地として利用することを目的とし、本申請をなされました。

なお、申請地は、これまで田畑への進入路として利用されておりましたが、別途、申請地周辺が大規模開発により、転用予定であり、通路としての機能が維持されるため、耕作上の支障はございません。

今回申請にかかる造成工事はございません。

雨水排水については、基本浸透式とされます。

隣接地は、宅地・畑・水路・道路であり、畑の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、売買契約書、通帳の写しの添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号3番について説明いたします。

番号3番は、大路二丁目に事業所を有する不動産を営む法人こと、譲受人が水路として、譲渡人の所有する北山田町地先の地目田、現況用悪水路、2筆61㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請地は、かねてより、個人所有の用悪水路として使用されてきており、今回隣接地を購入した譲受人へ売買されることになりました。

今回申請にかかる造成工事はございません。

隣接地は、宅地・田・水路であり、田の所有者からは隣地承諾を得られております。

なお、申請地の水路は用排水路としても利用されていることから、生産組合長とも協議され、隣接地を造成する際にも機能廃止せず、管理用通路を設けるなどの取り決めを行われており、田の用排水に支障は生じません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、売買契約書、残高証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

議案書9ページをご覧ください。番号4番について説明いたします。

番号4番は、守山市に本社を有する、不動産を営む法人こと譲受人が、露天資材置場として、譲渡人の所有する平井町地先の地目田、現況雑種地4筆計378㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、不動産事業を営む法人であり、市内でも数多くの分譲開発をおこなっておられます。

今般、分譲開発の際に使用する、植樹用資材の置場が不足しており、申請地を適地として、売買交渉を行われていたところ、話がまとまったため本申請をなされました。

申請地は、現状耕作しておらず、雑種地の様相を呈していることから、盛土工等はなく地ならし程度になります。

雨水排水については、基本浸透式とされます。

隣接地は、道路・宅地・水路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投

資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、売買契約書、残高証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号5番について説明いたします。

番号5番は、守山市に本社を有する、不動産業を営む法人こと譲受人が、露天資材置場として、譲渡人の所有する下物町地先の畑1筆110㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、不動産事業を営む法人であり、湖南地域一帯で数多くの分譲開発をおこなっておられます。

今般、建設用の資材置場が不足しており、申請地を適地として、売買交渉を行われていたところ、話がまとまったため本申請をなされました。

申請地は、南側道路より進入するために、一部、盛土を行い、スロープ形状にして利用されます。

周囲はコンクリートブロックおよびトラロープで境界を明示し、砂利、碎石などの資材を置かれます。

雨水排水については、北側に雨水桝を設け、北側水路へ放流されます。

隣接地は、雑種地・宅地・地目畑、現況道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、売買契約書、残高証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号6番について説明いたします。

番号6番は、川原一丁目に事業所を有する、建設業を営む法人こと譲受人が、露天資材置場として、譲渡人の所有する穴村町地先の畑1筆406㎡を

売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、建設事業者であり、事業拡大に伴い事業所近辺で建設用の資材置場の確保を検討されており、事業所の近傍である申請地を適地と判断し、売買交渉を行ってこられ、話がまとまったため申請をなされました。

申請地は、東側道路より進入するために、20cm程度の盛土を行われます。

隣接地との高低差は生じないことから土留め工はなされません。

雨水排水は、基本浸透式とされます。

隣接地は、水路・宅地・地目田、現況宅地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、売買契約書、通帳の写しの添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号7番について説明いたします。

番号7番は、守山市に事業所を有する、不動産事業を営む法人こと譲受人が、露天資材置場として、譲渡人の所有する志那町地先の畑1筆1,080㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、不動産事業を営む法人であり、事業拡大に伴い草津市近辺で建設用の資材置場の確保を検討されており、申請地を適地と判断し、売買交渉を行ってこられ、話がまとまったため申請をなされました。

申請地は、畑地であり、周囲の道路と高低差がないことから10cm程度の切土・盛土を行われます。

南東側の水路との境界に高低差が生じることから、土留め工として擁壁を設置されます。進入路は南西道路からとなっており、出入り口以外には境界明示のためブロックを設置されます。

雨水排水は、敷地南東の雨水枡から隣接水路へ放流されます。

隣接地は、水路・宅地・地目山林、現況道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地

での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、売買契約書、工事見積書、残高証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上7件、添付書類等確認いたしました但、不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長 以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。1番の案件につきましては、議席番号1番奥村厚夫委員をお願いします。

1番 事務局からの説明のとおりでございます。周囲はすべて宅地であります。農地はございません。問題はないと考えます。よろしくお願いいたします。

会長 2番と3番の案件につきましては、議席番号6番の私が説明します。

6番 この案件につきましては、前任の委員さんから引継ぎを受けております。現地確認は、前任の委員さんがされております。特に問題はないと聞いております。よろしくお願いいたします。

会長 4番の案件につきましては、議席番号7番委員をお願いします。

7番 事務局からの説明のとおりであります。現地確認をさせていただきまして、東側が民家、西側が水路、南側も水路でありまして、隣地の農地への問題も特にないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長 5番の案件につきましては、議席番号9番委員をお願いします。

9番 前任者から説明を受けております。現地確認をさせていただきました。特に問題はないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長 6番と7番の案件につきましては、議席番号10番委員をお願いします。

10番 事務局からの説明のとおりでございます。特に問題はないと考えます。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。
採決に入ります。ただいま議題となっております議第38号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から7番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。
よって、議第38号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、番号1番から7番までの案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 14時50分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和5年8月10日

会 長 中瀬 康夫 _____

署名委員 我孫子 利和 _____

署名委員 奥村 次一 _____